



あいち

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

人事院勧告の概要（昨年との比較）

区分	2023人勧(8/7)	2022人勧(8/8)
給与	▶官民較差 0.96% (3,869円) ▶初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定 ▶平均改定率 1.1% (1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%)	▶官民較差 0.23% (921円) ▶初任給及び若年層の俸給月額を引上げ ▶平均改定率 0.3%
一時金	▶ 0.1 月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ 期末手当・勤勉手当 にそれぞれ0.05月配分 ▶年間4.40月⇒ 4.50 月	▶ 0.1 月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ 勤勉手当 に配分 ▶年間4.30月⇒ 4.40 月
その他	▶在宅勤務等手当の新設⇒月額3,000円 ▶非常勤職員の給与⇒非常勤職員に準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を指針に追加。 ▶給与制度のアップデート(公務員人事管理に関する報告) ○人材確保への対応 潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大 ○組織パフォーマンスの向上 役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化 ○働き方・ライフスタイルの多様化 働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し	▶博士課程修了者等の初任給基準の見直し(来年度から) ▶テレワークに関する給与面での対応：光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組みを検討 ▶社会と公務の変化に応じた給与制度の整備：次の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取り組む ①若い世代の誘致・確保②積極的な中途採用、機動的で柔軟な配置・登用のニーズ③採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化 他

人 勧

人事院勧告の概要と特徴点

官民較差 **0.96%**、初任給・若年層中心に
全級改定！一時金 **0.1**月分増



▼去る8月7日に人事院は、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。
 ▼今回は、勧告と同日に出された公務員連絡会の声明や、左に記載した昨年の人勧概要との比較を基に、少し分析をしたいと思います。
 ▼まず**給与**についてです。
 ○官民(4月分給与)較差 **0.96%**で、平均改定率が **1.1%**、初任

給を始め若年層に重点配分ではありましたが、一応全級改定となりました。
 ○しかし、前号機関紙に掲載したように、①民間春闘の結果(賃上げ分)や、②全印刷・全造幣新賃金調停の結果は、何れも2%程度であったにも関わらず、今回の勧告はその半分以上でした。人事院による民間給与調査に対する疑問が残ります。
 ○また「5級以上」まで、全級改定と

なりましたが、2級以上については、その改定率が物価上昇分に追いついておらず、不満の残る勧告であると言わざるを得ません。
 ○なお、官民較差 **0.96%**は、97年(1.02%)以来、26年ぶりの水準となっています。

当面の日程

■8月17日(木)

○県本部野球大会

(飯坂野球場 10:00～会津美里町職労 vs 自治労二本松市職労)

■8月21日(月)

○県本部・共済県支部各種会議

(10:00～県本部中執、11:30～県本部共済推進委、13:30～県本部単代、15:15～共済県支部単代、何れも福島GP)

■8月24日(木)

○総支部単代会議

(18:30～会津若松市北会津公民館)

秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！

11/12・県議選（南会津郡）

わたなべ ひであき

渡部英明（56歳）

■組合歴

- 田島町職執行委員3期
- 同 書記次長1期
- 同 書記長2期
- 田島町・南会津町職
委員長1期
- 南会津町職監査委員1期
- 会津総支部事務局長2期
- 南会津町職執行委員4期
- 同 特別執行委員1期
- 県本部書記次長3期
- 現在：南会津町職特執



▼次に一時金についてです。
○直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況等を踏まえ、年間4・40月を、4・50月にするという勧告です。
○配分は、期末手当・勤勉手当にそれぞれ0・05月配分するといふもので、期末手当への配分は、97年勧告以来となります。
○また、一時金支給月数の4・50月は、19年以來4年ぶりとなります。
▼さて、以上の内容をお読みいただいて、「いったいどの位あがるんだ？」という声が聞こえてきそうですねので、以下に級別に号給（国は「号俸」）をピックアップして一覧表にしますので、ご参照いただければと思います。

級	号給	現行月額①	改定額②	②×12月=③	①×一時金0.1月=④	年間差額③+④=⑤
1	12	166,400	12,000	144,000	16,600	160,600
1	44	216,800	7,800	93,600	21,600	115,200
2	12	221,300	7,900	94,800	22,100	116,900
2	28	246,300	5,900	70,800	24,600	95,400
3	12	255,000	6,100	73,200	25,500	98,700
3	46	311,100	2,100	25,200	31,100	56,300
4	30	327,700	2,200	26,400	32,700	59,100
4	60	373,000	1,100	13,200	37,300	50,500
4	88	388,100	1,100	13,200	38,800	52,000

【左の表の解説】

※10月初旬に出される予定の県人事委員会勧告も、今回の人事院勧告と同じ改定率と仮定して、試算したものです。あくまで、「目安」としてご覧ください。

- ①級・号給は、県内単組のモデル賃金から抜粋したものです。
- ②現行月額は県の現行給料表の額です。
- ③改定額は、例えば「1級12号給」であれば、国俸給表の「1級12号俸」の改定率で算出しています。
- ④一時金は、扶養手当や役職加算は加味していません。
- ⑤ご自分の級・号給と近い方の改定額等を参照してください。



▼上の表でもお分かりいただけると思いますが、人事院は「人材確保」を重要課題としており、優秀な人材を集めたいという思いから、「初任給を始め若年層中心の配分」となっています。
▼今回、給与勧告の他に「勤務時間に関する勧告」も出されました。「フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定すること」を可能とする」というものです。
要は「週休3日制」の導入で、国家公務員に対するイメージを改善したいということのようです。
▼人事院勧告の次は、いよいよ私たちに直接影響する「県人事委員会勧告」（以下、県人勧）です。
人事院勧告をベースとした内容となる訳ですが、「県内の官民較差」となるので、給与改定率等が変わってくる可能性が高いこと、さらには一時金については、そもそも支給月数が国よりも0・05月少ないという実態があります。
▼県人勧は、昨年は10月5日（水）でした。各単組とも、秋季賃金確定闘争へ向け、人事院勧告内容の学習や、秋闘独自要求書作成へ向けたアンケートの実施検討など、準備を進めてください。

共済動画

備えて守って補償する
じちろうマイカー共済
（約15分）

総支部HP
QRコード

▼7月27日の世界気象機関等による「今年7月が観測史上最も暑い月となる可能性が極めて高い」との発表を受け、国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と警告し、各国や企業に対して、温暖化対策を加速させるように訴えたこと。
▼この間、県内でも危険な暑さ、集中豪雨、突風（竜巻）等々、「沸騰化」を連想させるような状況が続いていると感じます。世界的に対策を急がねばならない中で、戦争をしている場合ではないと思うのですがねえ。（坂内）

編集後記

